

## 暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス  
Life & Financial Clinic (LFC)

2016年7月21日発行

Vol. 7、第2号

### ■FP相談10年の振り返りと新サイトオープンのお知らせ



(栃木県・あしががフラワーパーク：平成28年5月撮影)  
暑中お見舞い申し上げます。

「リーマンショックや大震災のような事態が起きない限り、消費税の増税を延期しない」という安倍首相の言葉を裏切るように、4月14日以降の熊本地震、英国のEU離脱のニュースを契機とした世界同時株安、世界で多発するテロ、芸能人・政治家の不倫問題、不正支出問題など、国内外ともに混迷を極めた様相を呈しています。ここ数年を振り返ってみると、平穩無事で終わる年はなかったように思います。人の記憶に関する心理学の文献を調べると、「良いこと」よりも「悪いこと」の方が強く記憶に残るそうですが、実際にも悪い出来事の方が多かった気がします。

そんなことを考えたりしながら、ここ数ヶ月は、世の中の出来事や、FPオフィス Life & Financial Clinic (LFC)の活動など、過去を振り返るような時間を過ご

しました。10年一区切りと言いますが、LFCは今年で10年目を迎えました。10年間、FPとして、相談業務を行っているとお客様の出産、住宅購入、海外勤務、起業・転職、親の介護、ご家族との死別(相続)、離婚など、人生のあらゆる出来事の相談を経験させて頂きました。創業当時は、私たちも今より10歳若く、お客様も結婚前後の20~40代の共働きが中心で、家計管理と住宅・教育・老後などの人生の3大支出に関するライフプラン支援がメインの相談内容でした。

10年を経過し、お客様層も、ちょうど10歳くらい上がりました。相談内容は、人生の3大支出から人生のあらゆる出来事に関するものに変化しました。人生にまつわるお金の専門家として、FPに対する期待やニーズが、10年間で高まったのを肌で感じています。

10年目の区切りの年に新サイト「平野経営法務事務所」(P.4参照)をオープンさせました。新サイトは、「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」をコンセプトに、「老後の暮らし」、「遺言と相続」、「PB」、「経営サポート」の4つを柱とした新サービスを展開しています。「あなたらしい幸せな人生をサポートする」という基本理念は、両サイト共通しています。LFCサイト、新サイトともに、末永くご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

FPオフィス Life & Financial Clinic  
ファイナンシャル・プランナー  
平野 泰嗣 平野 直子

### ■健康年齢を知って、健康寿命を伸ばそう！

平成26年簡易生命表によると、日本人の男性の平均寿命は80.50歳、女性は86.83歳で、男女ともに過去最高を更新。健康で長生きできるのが一番良いけれども、加齢と共に身体の衰えは避けられないものです。2000年に世界保健機関(WHO)が健康寿命を提唱して以来、寿命を伸ばすだけでなく、いかに健康に生活できる期間を伸ばすかに関心が高まっています。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されています。2013年厚労省発表による日本人の健康寿命は、男性71.19歳、女性74.21歳とのこと。平均寿命と健康寿命との差は、男性9.3歳、女性12.6歳で

す。個人差はあるでしょうが、不健康な状態が10年前後続くのが一般的なようです。「いつまでも元気に」と思っても自分の健康状態を客観的に知ることができなければ目標設定も難しいでしょう。そこで、今回ご紹介するのは、(株)日本医療データセンターが開発した「健康年齢」です。健康年齢は、会社の定期健康診断などで使われている12項目の健診データから算出され、総合的な健康状態を年齢で示します。

私(平野泰嗣)の昨年の人間ドックデータを用いて測定してみました。結果だったので、嬉しかったです。健康年齢の測定は、健康年齢少額短期保険(株)のサイト([nenrei.co.jp/\)で無料で行えます。一般的な医療保険は、実年齢で保険料を決めますが、この少額短期保険は、健康年齢に基づいて保険料が算定されます。実年齢が高くても、健康年齢が若ければ保険料が安くなる仕組みです。健康年齢は、個人の健康目標設定のほか、企業\(集団\)の健康状態を指数化できるので、平均年齢と平均健康年齢を比較することで、従業員の健康状態を把握するのに役立つのではないかと思います。今後の健康年齢の動向にも注目しています。](https://kenko-</a></p>
</div>
<div data-bbox=)



#### ◆お届けする内容◆

・FP相談10年の振り返りと新サイトオープンのお知らせ  
・健康年齢を知って、健康寿命を伸ばそう

・その投資は、投機になっていないか？  
心穏やかな投資家とは？  
・平成29年1月より専業主婦、公務員も個人型DCへの加入が可能に！普及は？

・民法(相続関係)の改正の最新動向。  
改正試案は、配偶者と嫁に優しい？  
・10月からの社保適用基準引き下げは、家計にプラス？マイナス？

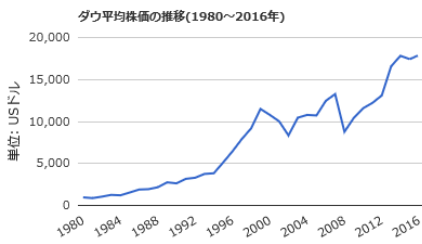
・2016年上半年期のLFCの活動報告  
・LFCの相続・遺言相談のご案内／新サイトのご案内



世界遺産・叡山反射炉(静岡県)  
(平成28年3月撮影)

# 心穏やかな投資家は、投資対象への絶対的な信頼感がある

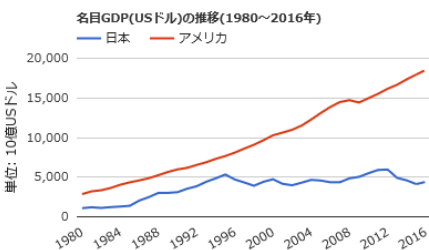
## ●ダウ平均株価の推移(1980~2016年)



## ●日経平均株価の推移(1980~2016年)



## ●名目GDP(USドル)の推移(1980~2016年)



(グラフ提供: 世界経済のネタ帳)

## ■その「投資」は「投機」になっていないか？

2016年前半の投資環境を振り返ると、投資明け早々の日経平均株価は、10日間で1800円の下落、日銀のマイナス金利政策導入後、一時的な円安から円高方向へシフトし、株価下落。そして、英国のEU離脱の国民投票結果を受けた、世界同時株安など、波乱含みの相場が続く、株や投資信託に投資をしている人にとっては、心穏やかではない日々を過ごしたのではないかと思います。

よく、「投資」と「投機」の違いについて議論されます。「投資」は、対象が成長することを目的に資産を投じ、結果として将来の収益を得る資産運用の手段です。一方、「投機」は、文字通り、機会を見計らって資産を投じ、収益を上げる行為を指します。株式や投資信託で(自称)投資をしている人も、「A銘柄の株価は下落していて、ちょっと下がり過ぎだから、今は買いたな」とか、「日経平均株価が、かなり上がってきたから、今、国内株式投資を買うのは止めておこう」といった判断をするでしょう。これを「投資」と「投機」の定義に当てはめると、機を見て資産を投じる判断をしているので、「投機」としても良いでしょう。では、本当の意味での「投資」を考えた場合、価格(相場)の変動があることを前提に、いつ投資しても良いと考えられる対象(方法)で投資を行うことと言えます。米国の投資家ウォーレン・

バフェット氏は、自分が亡くなった時に備え妻への遺言を残しています。その運用方法として、「10%を政府短期証券に置き、残りの90%は非常に低コストのS&P500指数INDEXファンドにしなさい」と記しているそうです。言い換えると、現金1割、残り9割を米国INDEXファンドで運用しなさい、ということです。指標は異なりますが、ダウ平均株価の1980年からの推移をみると、様々な経済危機を乗り越えながら、右肩上がりになっています。まさに、米国の株式(経済)への絶対的な信頼感から、このような遺言内容になったのでしょう。一方、日経平均株価は、バブル崩壊以降、低調で推移しています。米国と日本の違いの要因は、名目GDPの推移によって説明できます。

日本では、バフェット氏のように現金1割、9割を日本株式とはいきません。LFCでは、長期投資、国際分散投資を推奨していますが、それは、究極的に言えば、世界経済の成長への絶対的な信頼感があるためと言えます。世界でさまざまな天変地異・経済の混乱が起こってたとしても、それを乗り越え、以前に増して成長すると、地球人として信じているからです。投資を始めた時期が悪かったという後悔がある人も、長期的にその時によりも良い結果になることが信じられるのであれば、常に心穏やかでいられるはずですよ。

# 老後の資産形成、個人型DC vs NISA、どちらにする？

## ■平成29年1月より専業主婦、公務員も個人型DCへの加入が可能に！普及は？

平成28年5月24日に「確定拠出年金法等の一部を改正する法律(改正DC法)」が成立し、平成29年1月より施行されます。確定拠出年金は、現役時代に掛金を拠出して、その資金を運用し損益が反映されたものを老後の受給額として支払われる年金です。

### ●個人型DCの加入範囲の拡大

今回の改正の目玉は、加入範囲の拡大です。社会環境の変化に伴って、働き方などの多様なライフコースに対応するための改正です。従前の個人型DCの加入者は、自営業者(年額上限81.6万円)、もしくは、退職金・退職年金制度のない企業の従業員(上限27.6万円)に限られていました。改正DC法では、①専業主婦である第3号被保険者(上限27.6万円)、②企業型DCがある会社の従業員(上限24万円)、③確定給付型年金のある従業員(上限14.4万円)、④公務員(上限14.4万円)です。これによって、公的年金に加入する全ての人が、個人型DCに加入できるようになりました(一部例外あり)。平成27年3月末時点で個人型DCの加入者数は、21.3万人

であることから、残念ながら十分に普及しているとは言えない状況です。今回の改正によって、専業主婦932万、公務員441万人を含め、約2,000万人が個人型DCへの加入が可能になりますが、制度の啓蒙・普及の努力が必要と言えます。

### ●個人型DCとNISAの比較

老後の資産形成のための運用手段を検討する場合、個人型DCとNISAがよく比較されます。相談の場面でも、「どちらを利用したら良いか」という質問を頂きます。両制度の比較表を作成しましたのでご参照ください。老後のためにコツコツ積み立てて、老後の資産形成を目指すのであれば、個人型DCの方が良いでしょう。所得控除の恩恵で、価格変動による損失を十分に吸収できると思います。NISAの場合、税制優遇が期間限定で使い難いです。機を見ながら投資をする、従来型の投資をする人に向いていると言えます。

### ●個人型DCの普及には？

平成27年12月末時点のNISA口座数は999万、稼働口座数は446万と言われています。恩恵の多い個人型DCが普及しないのは、60歳になるま

で引き出せないデメリットが最大の要因だと思います。先が読めない世の中、老後よりも今の暮らしに対する不安の方が大きく感じるものです。個人型DCの恩恵を受けて老後の資産形成を有利に行うためには、ライフ&マネープランを作成し、人生のお金の流れの全体像を見ながら、今の生活を十分に担保しつつ、適正な拠出額を見つけなければなりません。制度のメリットだけをPRしても普及できないと個人的には考えています。

	個人型DC	NISA
<b>■資金の拠出、運用、受け取り方法の比較</b>		
資金の拠出	一定額を定期購入	都度金融商品を選択
運用方法	運営管理機関が提供する商品から選択	証券会社、金融商品を自由に選択
資金の受け取り	原則60歳になるまで引き出し不可	いつでも売却し、現金化が可能
<b>■税制優遇の内容</b>		
拠出時	掛金は、全額所得控除となり、所得税・住民税が軽減される	拠出金に対する優遇なし(年間120万円)
運用時	課税なし(凍結中)	商品を購入した年を含め、5年間は配当・譲渡益が非課税。5年経過は通常課税
受け取り時	年金:公的年金控除 一時金:退職所得控除	

# 民法(相続関係)の改正の最新の動向



## ■民法(相続関係)の改正試案は、配偶者と嫁に優しい？

相続への関心が高まる中、民法(相続関係)の改正の動きが出てきましたので、今回は、最新の情報をお伝えしたいと思います。

平成27年4月に法制審議会民法(相続関係)部会第1回会議が開催され、13回の会議を経て、平成28年6月に、民法(相続関係)の改正に関する中間試案(案)が取りまとめられました。

その内容を見ると、相続争いになりやすい事柄に対して、法律できちんと解決しようという意図が明確に表れていると感じました。民法(相続関係)の直近の大改正は、昭和55年で、配偶者の相続分の上げや、寄与分制度の創設でした。以来、家族関係が複雑化し、相続に対する考え方も変化している中、35年間も見直しが行われてこなかったのが不思議なくらいです。

### ●相続人である配偶者の居住権の保護

遺された配偶者との親族間で相続争いが起きると、住んでいた家(自宅)の権利を主張して、嫌がらせのために、配偶者を自宅から追い出そうとしたりします。改正試案では、配偶者に対して、「短期居住権」を認め、遺産分割協議等で、家の帰属が明確になるまでの間、無償で使用することができるものとしています。また、配偶者が高齢の場合、長年住み慣れてきた自宅から転居することは身体的・精神的にも負担が伴うものです。そこで、住んでいた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする

「長期居住権」が検討されています。嫁ぎ先の親族と嫁の間で、相続争いが起こった場合、居住権の保護規定は、心強いものとなるでしょう。しかし、配偶者の居住権に関しては、今から20年前の同様の審議会でも、発案されましたが、民法改正に至っていないことから、今回、改正まで漕ぎつけるか注目したいところです。

### ●配偶者の相続分の見直し

相続人となる配偶者の中には、婚姻期間が長く、被相続人の財産の形成・維持に貢献している者もいれば、高齢になった後に再婚した場合など、あまり貢献していない者もいます。現行法上、配偶者の法定相続分は一律に定められており、個別具体的な事情は寄与分で考慮されるにすぎないため、必ずしも当事者間の実質的公平が図れていないと指摘されていました。遺産の形成に対する配偶者の貢献の有無・程度をより実質的に考慮し、その貢献の程度に応じて配偶者の取得額が変わるようにすべきであると指摘があり、以下の試案が出されました。

(甲案)被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方

(乙①案)婚姻成立後一定期間が成立した場合に、その夫婦の合意により、配偶者の法定相続分を引き上げることを認める考え方

(乙②案)①案で合意によらず当然に上げられるとする考え方

### ●自筆証書遺言の要式緩和

不動産や預金口座の表示などは、別紙で印刷したものに自署することで足りるとするなど自署を要する範囲の緩和。併せて、複雑な、加除・訂正の方式の緩和も検討されています。自筆証書遺言の作成支援をしていると、この2点が、遺言者の負担が一番大ききところだと感じています。

### ●相続人以外の者の貢献を考慮する方策

相続人でない者が被相続人の療養看護等に貢献しても、現行の制度では、権利を主張するすべはありませんでした。そこで、二親等内の親族で相続人でない者が、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。これによって、夫の両親の介護をした嫁も一定の権利を主張できるようになります。

このほかにも、自筆証書遺言書の保管制度や、遺産分割における預金債権の扱い、遺留分制度の見直しなど、注目すべき検討事項は多数あります。中間試案(案)が法案化され、国会で審議されて実際に改正されるには、しばらく時間がかかりそうです。LFCでは、最新の制度改正にも注目しながら、お客様からの相続相談に対応させて頂いております。



## パート社員、10月から新たに25万人が社保加入！

### ■10月からの社保適用基準引き下げは、家計にプラス？ マイナス？

平成28年10月から、従業員数501名以上の事業所に勤務する、パート社員の方の社会保険(健康・介護保険、厚生年金)の適用範囲が拡大されます。従前は、103万(配偶者控除)、130万円(社保適用)の壁と言われていたのが、103万・106万円の壁に変わり、特にパート共働き世帯の働き方と家計に大きな影響を及ぼします。

### ●社会保険に加入する条件

①1週間の所定労働時間が20時間以上

②月額賃金88,000円以上(年収106万円以上/残業代や交通費などは含まない)

③継続して1年以上雇用されることが見込まれること

従前の社保適用の基準は、「週30時間以上かつ2ヶ月以上の雇用見込み」だったので、適用範囲がかなり拡大され、今回の改正で、新たに社保加入するパート社員は約25万人と言われてます。尚、今回の対象には、学生は含まれず、また、従業員数500人以下の事業所は、平成31年から適用されます。

### ●社保加入による手取りの影響は？

Aさん(40歳)、年収120万円(月収10万円)を想定して、社保適用前後の手取りを比較しました。

	社保適用前	社保適用後
所得税	8,300	0
住民税(前年度)	23,800	7,000
厚生年金保険	0	105,351
健康・介護保険	0	68,088
雇用保険	5,100	5,100
控除合計	37,200	185,539
差し引き(手取り)	1,162,800	1,014,461

社保適用後は、適用前に比べ、手取りが約15万円と大きく減少します。税扶養の範囲内の年収103万円の時の手取りは、1,018,426円(雇用保険、住民税控除)なので、収入を103万円未満に抑えた方が良く考える人も多いのではないかと思います。社会保険に加入すると、厚生年金が貰えるようになるというメリットがあります。ちなみにAさんが、40歳から60歳まで20年間、年収120万円で働き、厚生年金保険料を納めた場合

の65歳からの厚生年金額(基礎年金を除く)は、年額12.9万円です。65歳から90歳まで受給したと仮定すると総額322.5万円になります。20年分の厚生年金保険料210万円(10.5万円×20年)でも、手取り減少分300万円(15万円×20年)と比較しても、プラスになる計算です。これに、障害年金や遺族年金、健保加入により傷病手当金が受給できるようになるなど、保障が手厚くなります。今使えるお金だけではなく、将来のお金、リスク対応という視点で考えると、社保適用は、家計にプラスになると考えることができます。

### ●企業・公務員の配偶者手当廃止の動きも

夫の勤務先の家族手当の支給基準(103万円が多い)が、妻のパート年収を抑制していると言われています。すでにトヨタが家族手当の見直しを行い、公務員の家族手当の見直しも検討されています。家族手当の廃止や社保適用基準の引き下げは、収入条件に囚われるのではなく、純粋に妻がどのくらい働いて、いくら手にするか考える良い機会になるのではないかと思います。

# 京橋オフィス & 国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！



文芸春秋(2月新春号)  
「高齢者住宅・介護特集」



ザクシィ首都圏版(4月号)  
「安心して下さい。新生活“なんとかなる”お薬、ありますよ。」



経理WOMAN(7月号)  
「超低金利のいまの時代にオスズの個人資産の運用法」



「家づくり&リフォームフェア 2016 in 新宿」参加(6月)  
「住宅購入3つの疑問にズバリ回答！」



東京都青梅市  
武蔵御嶽神社(6月)



レゴです♪  
ボク、写真は  
苦手だよ。

ベルです♪  
カメラ目線  
バッチリだよ！

山梨県フラワー  
センター(6月)

## ■ 2016年上半期のLFCの活動報告

2016年上半期のカレンダーを振り返ると、新しい勉強会に参加し、出会いの輪を広げたり、空いた時間を使い、少し遠出をして、家族(ペット)との絆を深めた日々を過ごしました。

### ●ビジネス

FPとして、中小企業診断士として、中小企業への支援を考えた場合、経営者のライフプランという視点が大切だと感じています。4月に平野泰嗣が、中小企業大学校東京校の経営後継者研修の補講で、「経営者としてのマネープラン」というテーマでお話する機会を頂きました。独立した当初より、このテーマを少しずつ温めてきたので、経営後継者研修で取り上げて頂いたことに感謝です。これから経営者になる方にとって、新しい視点と、心に残る講義になればうれしいです。

LFCがお受けする最近の相談の傾向としては、ご夫婦の家計管理からライフプラン、そして、ご両親・本人の相続など、相談内容が時間軸や資産の種類など、相談の範囲が広がり、そして複雑になってきていると感じています。多様な相談ニーズに応えるために、日々の努力を怠らないようにと、決意を新たにしました。

ました。2016年後半の学習テーマは、平野泰嗣は「経営」、平野直子は「相続」です。

### ●プライベート

これまで、旅行に行くときは、レゴとベルをペットホテルに預けていたのですが、最近、ペットと泊まれる宿が増えてきたこともあり、3月に伊豆のペンションを利用してみました。ペットと旅行すると、ペットと一緒に入れる施設も気になります。伊豆は、観光地全体でペット同伴歓迎ということで、大室山のリフトで頂上へ行ったり、アカオハーブ&ローズガーデンをレゴとベルと楽しむことができました。それに少し味をしめて、その後、山梨県フラワーセンター(明野)、青梅の御嶽山にペット連れでドライブしてきました。御嶽山には、「おいぬさま」を祀った武蔵御嶽神社があり、犬を連れた参拝客が多く見られました。ケーブルカーが、小学生未満無料に対し、ペットは別料金で、しかも人間も座席に座れないというのには、ビックリしましたが、やはり仕方ないでしょう。2016年後半は、ペットとの絆を大切に仕事を頑張りたいと思います。

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

## FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-3-2  
モリイチビル304(受付4F) オフィス平野  
電話 : 03-3231-6113  
FAX : 03-6740-7663  
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください  
<http://www.mylifeplan.net>

### ●相続・遺言相談(10,800円/1回、90分)

#### 【現状の分析と課題を整理を行います】

相続・遺言相談を通じて、亡くなる前の適切な財産管理と、亡くなった後の財産を巡る紛争を未然に防止するために、現状の分析と課題の整理を行います。

⇒ その他の相談メニュー [http://www.mylifeplan.net/index\\_menu.html](http://www.mylifeplan.net/index_menu.html)



### ●新サイトオープン！



### 人・企業の“夢・想い”をカタチに！

- 「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
- 平野経営法務事務所
- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート

<http://family-concierge.net>

暮らしと経営の資産コンシェルジュ  
**平野経営法務事務所**  
Hirano Management & Legal Office  
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

### ●メールマガジン「働きながら4000万円の資産をつくる」

毎月20日頃発行(無料)しています！

登録は、コチラから

<http://archive.mag2.com/0000290147/index.html>



# お客様アンケート

より良い紙面づくりと、今後のサービス向上のために皆さまのご意見をお聞かせください！

(Vol.7-2)

1: お客さまについてお聞かせください。

お名前

ご住所

電話番号

メールアドレス

2: 以下の質問事項にお答えください。

Q1.暮らしと資産のコンシェルジュ通信について、全体の印象をお聞かせください。

<input type="checkbox"/>	大変興味深い	<input type="checkbox"/>	やや興味深い	<input type="checkbox"/>	普通
<input type="checkbox"/>	やや興味が無い	<input type="checkbox"/>	全く興味がない	<input type="checkbox"/>	その他

Q2.本号で関心の高かった記事についてご記入ください。

Q3.今後取り上げてもらいたいテーマについてご記入ください。

Q4.今後のご相談に関するご意向をお聞かせください。

<input type="checkbox"/>	すぐに相談したい事項がある	<input type="checkbox"/>	1年以内に相談した事項がある
<input type="checkbox"/>	当面相談する予定はない	<input type="checkbox"/>	今後、相談する予定はない

Q5.具体的にどのような内容ですか。(Q3で「すぐに相談したい」「1年以内に相談したい」とご記入された方)

Q6.FPオフィス Life & Financial Clinicに対するご意見・ご要望などがありましたらお聞かせください。

★アンケートは、FAXまたは、インターネットからの回答でお返し頂けると幸いです！

FAX:03-6740-7663 Web: <http://www.formzu.net/fgen.ex?ID=P90967172>

※今後、暮らしと資産のコンシェルジュ通信やセミナー等のご案内が不要な方は、その旨ご連絡ください

※アンケートの利用目的

このアンケートにご記入戴いた個人情報は、厳重に保管し、今後のご相談のアフターサービス、セミナーのご案内等の当FPオフィスのサービス向上のために使用させていただきますので、是非ともご協力下さい。

※個人情報に関するお問合せ

FPオフィス Life & Financial Clinic (担当: 平野泰嗣)

E-mail: [info@mylifeplan.net](mailto:info@mylifeplan.net) TEL.03-3231-6113

住所: 東京都中央区京橋1-3-2 モリイビル3F OFFICE HIRANO (受付時間 月曜日～金曜日 祝祭日を除く 10時～18時)

  
Life & Financial Clinic